

特別養護老人ホームふるさと 指定短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人夢が開設する特別養護老人ホームふるさと（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームふるさと
- 二 所在地 高崎市綿貫町1369番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 事務職員 1名
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- 三 生活相談員 1名以上
入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は、連帯保証人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 四 看護職員 3名以上
医師の診療補助、及び医師の指示を受けて利用者の介護、施設の保険衛生業務に従事する。
- 五 介護職員 20名以上
利用者の日常生活の介護に従事する。
- 六 機能訓練指導員 1名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 七 管理栄養士または栄養士 1名以上
利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

(利用定員)

第5条 利用定員は5名とする。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴
- 二 排泄の自立への支援
- 三 おむつ使用者に対するおむつの適切な切り替え
- 四 離床、着替え、整容などの援助
- 五 健康管理
- 六 栄養管理
- 七 送迎

(利用料等)

第7条

- 1 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、介護保険法、老人福祉法および関係法令に規定する利用料金とする。
- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用として、1キロメートルごとに10円。
 - 二 滞在に要する費用として、別紙のとおり。
 - 三 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。
 - 四 理美容代として、実費。（導入業者により変更有り）
 - 五 その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、高崎市及び近隣市町村の区域とする。

目安として、片道5km程度

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条

利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、安全確保に必要な内容を担当職員に指示に従うこと。
- 三 浴室を利用する際には、安全確保に必要な内容を担当職員に指示に従うこと。
- 四 食事については事前に必要の有無を施設側に通知すること。
- 五 第13条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第10条

従業者は、短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医または、あらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じるものとする。

(苦情等への対策)

第11条

- 1 管理者は、施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情の結果について利用者に報告するものとする。
- 2 管理者は利用者の苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導または助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 3 管理者は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いも行ってはならない。

(身体の拘束等)

第12条

従業者は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者または他の利用者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施すること。

(非常災害対策)

第13条

管理者は、感染症や非常災害の発生時において入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 管理者は、従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施するものとする。
- 3 管理者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う者とする。

(事故発生時の対応)

第14条

管理者は、事故発生またはその再発防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告等が記載された事故防止のための指針の整備。

- 二 事故防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 三 施設は、利用者に対する指定サービスの提供に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の御家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 四 施設は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待に関する事項）

第15条

- 管理者は、虐待またはその再発を防止するため、次号に掲げる措置を講ずるものとする。
- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 施設において、従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（衛生管理等）

第16条

- 1 施設は、利用者の使用する食器、その他の設備または飲用に供する水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品雄代に医療機器の管理を適切に行うこととする。また、衛生知識の普及や定期的な環境整備・清掃に努めるものとする。
- 2 管理者は、利用者の保健衛生上の維持向上及び施設における感染症の発生またはまん延防止を図るため、次の各号に定める事項を実施するものとする。
 - 一 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し行う事が出来るものとする。）を定期的に開催するものとする。
 - 二 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
 - 三 施設において従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 四 前三号に掲げるものの他、「厚生労働大臣が定める感染症または、食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」にそった対応を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第17条

- 1 管理者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めるものとし、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けます。また、その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とす

る。

- 4 施設は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または、優越的な関係性を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じる。
- 5 管理者は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務態勢、協力医療機関、利用料金その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示するとともに、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人夢と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
この規程は、平成19年 3月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成28年12月 1日から施行する。
この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。
この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

特別養護老人ホームふるさと指定短期入所生活介護事業運営規程 別紙

費用区分	費用の額
滞在に要する費用	従来型個室 日額 2,000円 多床室 日額 1,000円
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 従来型個室 日額 380円 多床室 なし 第2段階認定者 従来型個室 日額 480円 多床室 日額 430円 第3段階①認定者 従来型個室 日額 880円 多床室 日額 430円 第3段階② 従来型個室 日額 880円 多床室 日額 430円
食事の提供に要する費用	朝 400円 昼 600円 夕 500円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日額 300円 第2段階認定者 日額 600円 第3段階①認定者 日額 1,000円 第3段階②認定者 日額 1,300円

特別養護老人ホームふるさと
指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人夢が開設する特別養護老人ホームふるさと（以下「施設」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために入員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームふるさと
- 二 所在地 高崎市綿貫町1369番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 事務職員 1名
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- 三 生活相談員 1名以上
入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は、連帯保証人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 四 看護職員 3名以上
医師の診療補助、及び医師の指示を受けて利用者の介護、施設の保険衛生業務に従事する。
- 五 介護職員 20名以上
利用者の日常生活の介護に従事する。
- 六 機能訓練指導員 1名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 七 管理栄養士または栄養士 1名以上
利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

(利用定員)

第5条 利用定員は5名とする。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴
- 二 排泄の自立への支援
- 三 おむつ使用者に対するおむつの適切な切り替え
- 四 離床、着替え、整容などの援助
- 五 健康管理
- 六 栄養管理
- 七 送迎

(利用料等)

第7条

- 1 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、介護保険法、老人福祉法および関係法令に規定する利用料金とする。
- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用として、1キロメートルごとに10円。
 - 二 滞在に要する費用として、別紙のとおり。
 - 三 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。
 - 四 理美容代として、実費。（導入業者により変更有り）
 - 五 その他指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条

通常の送迎の実施地域は、高崎市及び近隣市町村の区域とする。

目安として、片道5km程度

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、安全確保に必要な内容を担当職員に指示に従うこと。
- 三 浴室を利用する際には、安全確保に必要な内容を担当職員に指示に従うこと。
- 四 食事については事前に必要の有無を施設側に通知すること。
- 五 第13条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第10条

従業者は、短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医または、あらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じるものとする。

(苦情等への対策)

第11条

- 1 管理者は、施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情の結果について利用者に報告するものとする。
- 2 管理者は利用者の苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導または助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 3 管理者は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いも行ってはならない。

(身体の拘束等)

第12条

従業者は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者または他の利用者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)

(非常災害対策)

第13条

管理者は、感染症や非常災害の発生時において入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 管理者は、従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施するものとする。
- 3 管理者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う者とする。

(事故発生時の対応)

第14条

管理者は、事故発生またはその再発防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告等が記載された事故防止のための指針の整備。
- 二 事故防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 三 施設は、利用者に対する指定サービスの提供に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利

用者の御家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

四 施設は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待に関する事項)

第15条

管理者は、虐待またはその再発を防止するため、次号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 施設において、従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(衛生管理等)

第16条

- 1 施設は、利用者の使用する食器、その他の設備または飲用に供する水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品雄代に医療機器の管理を適切に行うこととする。また、衛生知識の普及や定期的な環境整備・清掃に努めるものとする。
- 2 管理者は、利用者の保健衛生上の維持向上及び施設における感染症の発生またはまん延防止を図るため、次の各号に定める事項を実施するものとする。
 - 一 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用し行う事が出来るものとする。)を定期的に開催するものとする。
 - 二 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
 - 三 施設において従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 四 前三号に掲げるものの他、「厚生労働大臣が定める感染症または、食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」にそった対応を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第17条

- 1 管理者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めるものとし、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けます。また、その際、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または、

優越的な関係性を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じる。

- 5 管理者は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務態勢、協力医療機関、利用料金その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示するとともに、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人夢と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成28年12月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

特別養護老人ホームふるさと指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程 別紙

費用区分	費用の額	
滞在に要する費用	従来型個室 多床室	日額 2,000円 日額 1,000円
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 従来型個室 多床室 第2段階認定者 従来型個室 多床室 第3段階①.②認定者 従来型個室 多床室	日額 320円 なし 日額 420円 日額 370円 日額 820円 日額 370円
食事の提供に要する費用	朝 昼 夕	400円 600円 500円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日額 第2段階認定者 日額 第3段階認定者① 日額 第3段階認定者② 日額	300円 600円 1000円 1300円